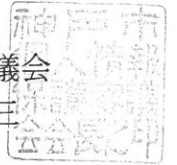




答 申 第 6 6 2 号
平成 29 年 11 月 20 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号の規定に基づき、平成29年11月14日付け
神戸参市第397号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

市政情報室における防犯カメラの設置による個人情報の収集について
(条例第7条第2項第5号「収集の制限」に関して)

- 1 市政情報室に防犯カメラを設置することは、犯罪や迷惑行為等の抑止及び発生時の迅速・適切な対応に寄与するものであり、利用者の安全確保の観点から、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

市政情報室における防犯カメラの設置による個人情報の収集について
(条例第7条第2項第5号「収集の制限」に関して)

【収集する個人情報】

主として、次の個人情報の収集を行う。

- 1 撮影日時
- 2 犯罪もしくは迷惑行為を行う者（神戸市庁舎利用規則第9条違反）の画像、音声

上記情報の収集を行うなかで、派生的に以下の情報の収集を行うことになる。

- 3 撮影対象地点を通過する人物の画像、音声